

令和7年度 政務活動費の報告

政務活動費は、地方自治法に基づき条例で定められており、調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、壬生町では会派または議員に対し、1人当たり月額1万円が交付されます。収支報告書には、すべての支出に対し領収書の添付を義務付けており、年度ごとに精算しています。支出額が交付額に満たない場合には、その残余額を返還しています。

会派または議員名	政務活動費 交付金	項 目					支出合計	返還金 (交付金残)
		調査研究費	研修費	資料購入費	会議費	事務費		
清友会 鈴木 理夫 大島 菊夫 田村 正敏 玉田 秀夫 坂田 昇一 赤羽根信行 遠藤 恭子 戸崎 泰秀 後藤 節子 榆井 将太 中川 和典 小川 律男 大山 博	156万円		151万9,696円		7,435円		152万7,131円	3万2,869円
田部 明男	12万円		8万9,370円	3万1,548円			12万918円	0円
小牧 敦子	12万円		11万6,450円	5,060円			12万1,510円	0円
落合 誠記	12万円		11万7,680円			3,872円	12万1,552円	0円